

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>勅使河原本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡上里町大字金久保一〇五一番 一地先から同郡同町大字神保原町字 新開二一五〇番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年六月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年二月六日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長六六五・二〇メートル</p>	<p>備考</p>